

○国立大学法人筑波技術大学入学料の免除及び徴収猶予規程

〔平成17年10月3日  
規程第79号〕

最終改正 令和2年1月22日規程第1号

国立大学法人筑波技術大学入学料の免除及び徴収猶予規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第76条第2項の規定に基づき、入学料免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定める。

(免除の対象者)

第2条 入学料免除の対象となる者は、本学の学部又は大学院研究科に入学する者（科目等履修生及び研究生としての入学者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該学生の生計を維持する者の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等（入学前1年以内に発生したもの）による家計急変のため、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項による免除のほか、本学の学部に入学者であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業料等減免対象者として学長が認定した者について、入学料免除の対象者とする。

(徴収猶予の対象者)

第3条 入学料徴収猶予の対象となる者は、本学の学部又は大学院研究科に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(申請)

第4条 入学料の免除又は徴収猶予の申請は、免除又は徴収猶予を受けようとする者が、入学手続期間内に、別に定める手続により学長に対し申請することによって行う。

2 申請にあっては、第2条第1項及び第2項の両方に該当する事情がある場合、その両方に係る対象者としての認定を申請することができる。

3 第2条に基づく入学料免除の申請をした者であって、免除が不許可となり、又は半額免除が許可となったものは、納入すべき入学料の徴収猶予を、学長が免除の不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間に申請することができる。

(選考機関及び許可)

第5条 第2条の規定による免除及び第3条の規定による徴収猶予は、学生委員会による選考を経て、学長が許可する。

2 前項の選考に係る基準は、別に定める。

3 学長は、第4条第2項に基づく申請があった場合は、選考を経て、第2条第1項及び第2項の両方に係る対象者として免除を許可することができる。

(許可の取消し)

第6条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者が、次のいずれかに該当する場合は、学長は、許可を取り消すことができる。

(1) 第4条に基づき行った申請の内容に虚偽の事実が判明した場合

(2) 徴収猶予を許可された期間内に、学則第80条に基づく懲戒としての退学、停学又は訓告を受けた場合

2 前項第1号の規定により免除又は徴収猶予の許可が取り消された者は、納入すべき入学料を、学長が取消しを告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間に納付しなければならない。

3 第1項第2号の規定により徴収猶予の許可が取り消された者は、未納の入学料の全額を、学長が取消しを告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間に納付しなければならない。

(免除の額)

第7条 第2条第1項に係る対象者に対する入学料免除の額は、入学料の全額又は半額とする。

2 第2条第2項に係る対象者に対する入学料減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項に規定された額とする。

3 第5条第3項の規定により、第2条第1項及び第2項の両方に係る対象者として免除を許可された者については、まず前項に基づく額を第2条第2項に係る対象者分として免除し、当該免除額を入学料全額から除した額の全額又は半額を、第2条第1項に係る対象者分として免除する。

(徴収の猶予)

第8条 第4条に基づき入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者について、これを許可し、又は不許可とするまでの間は、当該申請者に係る入学料の徴収を猶予する。

2 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除を許可した者に係る入学料は、学長が不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間は、その徴収を猶予する。

3 第5条により徴収猶予が許可された者に係る入学料は、入学した年度の2月末日まで、その徴収を猶予する。

4 前2項に規定する徴収猶予期間が終了しても、入学料を納付しなかった者は、学則第23条第4号又は第58条第4号に基づき学長が除籍する。

(特別な場合の入学料免除)

第9条 前条第1項から第3項の規定に基づき入学料の徴収を猶予している期間内、若しくは第6条第2項又は第3項の規定に基づき学長が指定する期間内に、その対象となる者が死亡又は長期にわたる行方不明により、学則第23条第5号又は第58条第5号に基づき除籍した場合は、当該学生に係る未納の入学料の全額を免除する。

2 前条第4項の規定により除籍した場合は、当該学生に係る未納の入学料の全額を免除する。

3 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。

4 第1項から第3項までに定める入学料の免除に当たっては、対象者からの申請を要しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月22日から施行し、令和2年度に係る入学金から適用する。